



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成23年1月7日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）条例第35条に基づき、「(仮称)川崎池上新町商業施設及び物流センター事業」に係る事後調査報告書（供用時その2）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	<ul style="list-style-type: none"> 東京都千代田区永田町二丁目13番10号 川崎プロパティ―特定目的会社 取締役 長縄 順一 東京都千代田区永田町二丁目13番10号 ラサールインベストメントマネジメント株式会社 代表取締役 中嶋 康雄
	指定開発行為の名称	(仮称)川崎池上新町商業施設及び物流センター事業
	指定開発行為の種類	<ul style="list-style-type: none"> 商業施設の新設（第3種行為） 大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区池上新町三丁目1番6 【区域面積：64,194.2㎡】
	指定開発行為の目的	商業施設及び物流倉庫施設の建設
	指定開発行為の内容	延べ面積：約160,480㎡（商業施設 約31,550㎡、物流倉庫施設 約128,930㎡） 建物最高高さ：約35m（5階建て）
	事後調査の項目等	地域交通
	環境影響評価の経緯	平成18年1月30日 条例環境影響評価準備書公告 平成18年7月27日 条例審査書公告 平成18年8月21日 条例環境影響評価書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成23年1月7日（金）～平成23年2月7日（月） 土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報等を伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成23年2月7日（月） （郵送の場合は、2月7日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm